

下関市立大学入学資格審査実施要綱

平成 19 年 4 月 1 日施行

改正 平成 22 年 10 月 20 日
平成 23 年 3 月 24 日
平成 27 年 3 月 31 日
平成 31 年 3 月 19 日
令和 3 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、下関市立大学が行う入学選抜試験の出願時の、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 150 条第 7 号の規定による入学資格審査（以下「資格審査」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(資格審査該当者)

第 2 条 資格審査は、次の各号に該当する者について行うものとする。

- (1) 推薦入学においては、入学選抜試験実施の年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日までに学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 134 条に定められた各種学校としての外国人学校を修了見込みの者で、同年度の 3 月 31 日までに満 18 歳に達するもの。
- (2) 一般選抜においては、入学選抜試験実施の年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日までに学校教育法第 134 条に定められた各種学校としての外国人学校を修了見込みの者で、同年度の 3 月 31 日までに満 18 歳に達するもの。
- (3) 一般選抜において、前号に規定する以外の者で、当該年度の 3 月 31 日までに満 18 歳に達するもの

2 特別選抜及び第 3 年次編入学試験にあつては、出願条件が個別のものになるため、入試課の確認を経た後、資格審査の対象とするか否かを判断する。

(受付期日)

第 3 条 資格審査については、別に定める期日までに郵送又は入試課窓口に書類を持参することによって受け付けることとする。

- 2 郵送により書類を提出する場合は、必ず書留郵便で送付し、封筒に「入学資格審査書類在中」と朱書きしなければならない。
- 3 窓口での受付は、午前 9 時から午後 5 時までとし、日曜日若しくは土曜日又は休日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日をいう。）には受付をしない。

(提出書類)

第 4 条 推薦入学の資格審査のため必要な書類は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 下関市立大学入学資格審査申請書（様式第 1 号）
- (2) 学校長による対象生徒に関する受験資格認定願
- (3) 卒業（修了）証明書又は卒業（修了）見込み証明書

- (4) 学校長が作成した調査書
- (5) 学校の沿革を記載した書類、学則、施設概要、カリキュラム表及びその他学校の状況が判明する書類

2 前項第2号及び第5号の書類の提出については、学則の変更があった場合等、特に必要がある場合を除き、学校からの初めての出願時に限る。

第5条 一般選抜のうち、第2条第1項第2号に該当する者の資格審査のため必要な書類は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 下関市立大学入学資格審査申請書（様式第1号）
- (2) 学校長による対象生徒に関する受験資格認定願
- (3) 卒業（修了）証明書又は卒業（修了）見込み証明書
- (4) 学校の沿革を記載した書類、学則、施設概要、カリキュラム表及びその他学校の状況が判明する書類

2 前項第2号及び第4号の書類の提出については、学則の変更があった場合等、特に必要がある場合を除き、学校からの初めての出願時に限る。

第6条 一般選抜のうち、第2条第1項第3号に該当する者の資格審査のため必要な書類は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 下関市立大学入学資格審査申請書（様式第1号）
- (2) 下関市立大学入学資格審査履歴書（様式第2号）
- (3) 卒業又は修了証明書（義務教育は除く。）
- (4) 各種資格・検定等証明書
- (5) 志願理由・経歴説明書
- (6) 生年月日が確認できる書類

2 前項第3号及び第4号の書類については、取得している者に限るものとし、第6号の書類については、他の書類で証明できる場合は提出を要しないものとする。

（資格審査委員会）

第7条 資格審査を行うにあたり資格審査委員会を置き、次に掲げる者で組織する。

- (1) 副学長
- (2) 学部長
- (3) 副学部長
- (4) 入試部長及び入試課長

（資格審査）

第8条 資格審査は、提出された書類により、入試課が精査する。ただし、書類により認定が困難な場合には、本人への聞き取り及び追加書類の提出を求めることができる。

2 前項の定めにより精査された内容は、前条に定める委員会が審査する。

(認定)

第9条 学長は、前条の定めにより行った資格審査の結果の報告を受けたときは、資格の認定を行う。

(通知)

第10条 前条の審査の結果は、申請者へ直接通知するものとする。

2 前条の定めにより入学資格を認定された者には様式第3号に定める入学資格認定書を交付する。

(その他)

第11条 資格審査について、この要綱に定めのあるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成22年10月20日改正）

この要綱は、平成22年10月20日から施行する。

附 則（平成23年3月24日改正）

この要綱は、平成23年3月24日から施行する。

附 則（平成27年3月31日改正）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月19日改正）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則（令和3年4月1日改正）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条、第5条及び第6条関係）

下関市立大学入学資格審査申請書

年 月 日

下関市立大学長 様

(フリガナ)

氏 名 印
生年月日 年 月 日
現住所
電話番号

下記の入学者選抜について、下関市立大学入学資格認定を受けたいので、必要書類を添えて申請いたします。

記

志願する選抜名

様式第3号（第10条関係）

下関市立大学入学資格認定書

氏 名

生年月日

年 月 日

下関市立大学
学長

上記の者について、下関市立大学学則第18条第7号に基づき、
年度下関市立大学の出願資格を認めます。

（備考）

1. 大学入学共通テストへの出願の際は、この認定書を志願票と一緒に独立行政法人大学入試センターへ提出すること。
2. 大学入学共通テストの受験が認められた後に、本学へ出願する際は、この認定書を出願書類に添えて提出すること。